

改正案	現行
<p>（貸金業務取扱主任者研修の受講）</p> <p>第十条の八 貸金業務取扱主任者研修は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、利息制限法（昭和二十九年法律第百号）、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）</u>その他の貸金業に関する法令の規定に関する事項</p> <p>二（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（貸金業務取扱主任者研修の受講）</p> <p>第十条の八 貸金業務取扱主任者研修は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、利息制限法（昭和二十九年法律第百号）、<u>金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）</u>その他の貸金業に関する法令の規定に関する事項</p> <p>二（略）</p> <p>2～5（略）</p>

証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第八条第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二百七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>	<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第八条第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二百七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>

一 (略)

イ 水 (略)

へ 犯罪による収益の移転防止に関する法律第十四条第一項の規定

二 (略)

(犯罪事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式)

第二条 金融商品取引法第二百二十四条(犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十八条において準用する場合を含む。)の規定により委員会の職員(金融商品取引法第二百二十四条第二項(犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十八条において準用する場合を含む。))の規定により委員会(委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。))が犯罪事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。

一 (略)

イ 水 (略)

へ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項の規定

二 (略)

(犯罪事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式)

第二条 金融商品取引法第二百二十四条(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十八条において準用する場合を含む。))の規定により委員会(金融商品取引法第二百二十四条第二項(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十八条において準用する場合を含む。))の規定により委員会(委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。))が犯罪事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。

別紙様式第二

裏 (委員会用) 表

写真

印
又は
刻印

- 1 本証は、犯則調査の際に必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 犯則調査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

犯則事件調査証票 第 号

職名(又は官職) _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____

上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押さえする権限を有する者であることを証明する。

平成 年 月 日
証券取引等監視委員会 印

裏 (財務局又は福岡財務支局用) 表

写真

印
又は
刻印

- 1 本証は、犯則調査の際に必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 犯則調査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

犯則事件調査証票 第 号

職名(又は官職) _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____

上記の者は、当局に所属する職員で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押さえする権限を有する者であることを証明する。

平成 年 月 日
財務局長又は福岡財務支局長 印

(備考) 規格は、縦6.0cm×横8.5cmとする。

別紙様式第二

裏 (委員会用) 表

写真

印
又は
刻印

- 1 本証は、犯則調査の際に必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 犯則調査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

犯則事件調査証票 第 号

職名(又は官職) _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____

上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押さえする権限を有する者であることを証明する。

平成 年 月 日
証券取引等監視委員会 印

裏 (財務局又は福岡財務支局用) 表

写真

印
又は
刻印

- 1 本証は、犯則調査の際に必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 犯則調査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

犯則事件調査証票 第 号

職名(又は官職) _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____

上記の者は、当局に所属する職員で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押さえする権限を有する者であることを証明する。

平成 年 月 日
財務局長又は福岡財務支局長 印

(備考) 規格は、縦6.0cm×横8.5cmとする。

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第十四条第二項（同条第一項の規定による検査のうち同法第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者に対する検査を除く。）</p> <p>二十二～三十二（略）</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十三条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第八条第二項</p> <p>二十二～三十二（略）</p>

2 金融商品取引法第九十条第一項、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三三号）第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十四条第二項の規定により、金融商品取引法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十第一項の規定による検査、公認会計士法第四十六条の十二第一項及び第四十九条の三第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十四条第一項の規定による検査（同法第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者に対する検査に限る。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

3・4 （略）

2 金融商品取引法第九十条第一項並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第百三三号）第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項の規定により、金融商品取引法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十第一項の規定による検査並びに公認会計士法第四十六条の十二第一項及び第四十九条の三第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

3・4 （略）

改 正 案	現 行
<p>（市場分析審査課の所掌事務）</p> <p>第十三条 市場分析審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（次条第一号において「金融商品取引法等」と総称する。）に基づく報告又は資料の徴取（金融商品取引法第九十四条の七第二項及び第三項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項及び第三項、株券等の保管及び振替に関する法律第四十一条の二第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債等の振替に関する法律第三百三十六条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十條第六項及び第七項の規定により委任されたものに限る。）その他の情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査に関する専門的な事務（次号及び第十八条第三項から第六項までにおいて「市場分析審査事務」という。）に関すること。</p>	<p>（市場分析審査課の所掌事務）</p> <p>第十三条 市場分析審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）（次条第一号において「金融商品取引法等」と総称する。）に基づく報告又は資料の徴取（金融商品取引法第九十四条の七第二項及び第三項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項及び第三項、株券等の保管及び振替に関する法律第四十一条の二第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債等の振替に関する法律第三百三十六条第二項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十三条第四項及び第五項の規定により委任されたものに限る。）その他の情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査に関する専門的な事務（次号及び第十八条第三項から第六項まで</p>

二 (略)

(証券検査課の所掌事務)

第十四条 証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 金融商品取引法等に基づく報告又は資料の徴取及び検査(金融商品取引法第九十四条の七第二項及び第三項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百五条第二項及び第三項、株券等の保管及び振替に関する法律第四十一条の二第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債等の振替に関する法律第二百六条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十條第六項及び第七項の規定により委任されたものに限る。次号、第三号、第十七条及び第十八条第七項から第十項までにおいて「証券検査」という。)に關すること(市場分析審査課及び課徴金・開示検査課の所掌に属するもの並びに証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く。)

二・三 (略)

(特別調査課の所掌事務)

第十六条 特別調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査(次号及び第十八条第十五項から第十九項

において「市場分析審査事務」という。)に關すること。

二 (略)

(証券検査課の所掌事務)

第十四条 証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 金融商品取引法等に基づく報告又は資料の徴取及び検査(金融商品取引法第九十四条の七第二項及び第三項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百五条第二項及び第三項、株券等の保管及び振替に関する法律第四十一条の二第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債等の振替に関する法律第二百六条第二項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十三条第四項及び第五項の規定により委任されたものに限る。次号、第三号、第十七条及び第十八条第七項から第十項までにおいて「証券検査」という。)に關すること(市場分析審査課及び課徴金・開示検査課の所掌に属するもの並びに証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く。)

二・三 (略)

(特別調査課の所掌事務)

第十六条 特別調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 金融商品取引法及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に基づく犯則事件の

までにおいて「犯則事件の調査」という。）に關すること。

二
（略）

調査（次号及び第十八条第十五項から第十九項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に關すること。

二
（略）

貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（貸金業法施行規則の一部改正）</p> <p>第二条 貸金業法施行規則の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第三十条の次に次の十四条を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>（個人信用情報に含まれる事項）</p> <p>第三十条の十三 法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 加入貸金業者が、本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）<u>第三条第一項第二号に規定する旅券等</u>、<u>同令第四条第一号八に掲げる書類</u>又は外国人登録証明書をいう。以下この号において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項に規定する本人確認をいう。）を行った場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号</p>	<p>（貸金業法施行規則の一部改正）</p> <p>第二条 貸金業法施行規則の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第三十条の次に次の十四条を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>（個人信用情報に含まれる事項）</p> <p>第三十条の十三 法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 加入貸金業者が、本人確認書類（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十四年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）<u>第四条第一号八に掲げる書類</u>、外国人登録証明書又は同号ホに規定する旅券等をいう。以下この号において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第三条第一項に規定する本人確認をいう。）を行った場合には、当該本人確認書類</p>

2 (略)

第三条 貸金業法施行規則の一部を次のように改正する。

(中略)

第二十六条の十七第一項第二号中「及びト」を「ト及びタ(売渡担保にあつては、タに限る。)」に改め、同項第三号中「第十三条第二項第一号ホ、ト及びヨ(売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、ヨ)」を「第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びタ(売渡担保にあつてはヨ及びタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ)」に改め、同項第四号中「第十二条の二第三項第七号」を「第十二条の二第五項第七号」に改める。

(中略)

第三十条の十三第一項第七号中「この号」を「この項」に改め、「本人確認(犯罪による収益の移転防止に関する法律)」の下に「(平成十九年法律第二十二号)」を加え、同項に次の一号を加える。

2 (略)

に記載されている本人を特定するに足りる記号番号

第三条 貸金業法施行規則の一部を次のように改正する。

(中略)

第二十六条の十七第一項第二号中「及びト」を「ト及びタ(売渡担保にあつては、タに限る。)」に改め、同項第三号中「第十三条第二項第一号ホ、ト及びヨ(売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、ヨ)」を「第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びタ(売渡担保にあつてはヨ及びタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ)」に改め、同項第四号中「第十二条の二第三項第七号」を「第十二条の二第五項第七号」に改める。

(中略)

第三十条の十三第一項第七号中「この号」を「この項」に改め、「本人確認(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律)」の下に「(平成十四年法律第三十二号)」を加え、同項に次の一号を加える。